

こども**誰**でも 通園制度



こども誰でも通園制度とは？

子育ての応援と子どもの良質な成育環境の整備を目的に、保護者の就労要件やライフスタイルに関わらず、子どもが保育所等に通園できる制度です。保護者のために預かるものではなく、子どもが家庭では得られないさまざまな経験を通じて成長していくことを応援します。

■子どもにとって

- ▷家庭とは異なる経験、家族以外の人と関わる機会が得られ、ものや人への興味や関心が広がります
- ▷年齢の近いこどもとの関わりにより、成長発達に資する豊かな経験をもたらします

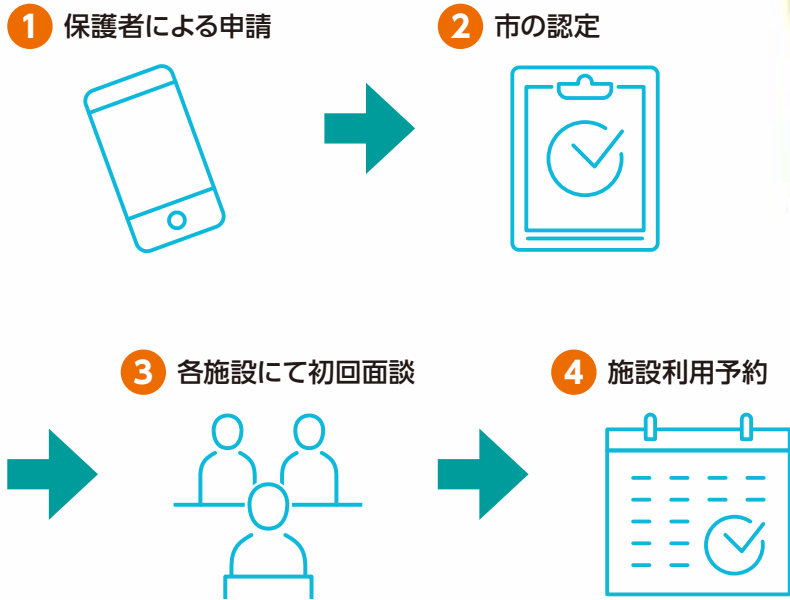
■保護者にとって

- ▷地域の子育て支援に関する情報や人とのつながりが広がり、社会的な孤立感や育児への不安感・負担感を和らげます

■利用時間

- ▷市内施設を使用する場合
月48時間まで(満3歳の誕生日以後は月38時間が上限)
- ▷市外施設を使用する場合
月10時間まで

■利用方法について



所下表のとおり

対市内在住の保育所等に通っていない6か月～3歳になった最初の3月31日までの子ども（対象年齢は施設により異なります）

申こども家庭庁ホームページで

問▷利用申込方法等について＝保育課保育係（☎042-387-9846）
▷預かりの内容等について＝各施設

施設名	所在地	電話番号
せいしん幼稚園	中町 2-15-40	042-384-5315
ぬくい南幼稚園	貫井南町 5-12-15	042-383-5207
朋愛幼稚園	中町 4-2-18	042-381-4800
みそら幼稚園	東町 2-27-7	0422-31-7581
小金井教会幼稚園	本町 2-10-10	042-381-1726

施設名	所在地	電話番号
こどものくに幼稚園	前原町 3-35-11	042-381-1701
また明日保育園	貫井南町 4-14-14ヴィレッジ・パル 1 階	042-386-8280
くりのみ保育園	東町 3-1-16	042-383-1180
さくら保育園	貫井北町 3-30-6	042-383-1182

※実施日、利用可能人数は施設により異なります